

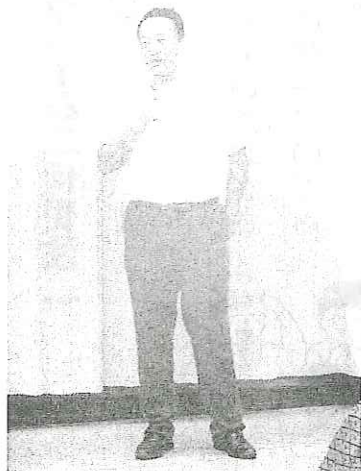
開業予定者もインターネットを見て参加 第三回名刺交換会開催

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141
12年 7月 30日

七月二十一日(土)夜六時から、三業会館(西堀前通九番町)で第三回名刺交換会が開かれ、三九人が参加しました。この集会は、婦人部の母親大会、青年部のバーベキュー大会と合わせ、若い業者を訪問し参加者を募ってきました。当日は、山田政実副会長(配置薬販売業・西内野支部)が開会あいさつ、六テーブルに分かれて話し合いに入りました。

この日は、上越民商からも三名の方が参加しました。



曾根さん

(洋菓子店)上越民商婦人部長・洋菓子店を初めて三十五年、昨年息子に代替わりした。店売りが80%、あとは婚礼や法要の時、最近はインターネットで注文がある。(中身が1050円郵送料が1000円になることも)昨年「シグナル」という映画で、店のエクレーアを「日曜日のエクレーア」という名前で使ってくれた。アイドルのファンが、あの子が食べているエクレーアが食べたいと遠くから来てくれる。

岡村徳吉さん



コンピニ店(上越民商副会長・県内のセブンイレブン三百五十店の中で自分が一番古い。小売店を代表して本部にものを言っているのは私。昨年は、本部から新潟県の全店に除雪費用を出させた。

また当日、インターネットを見たという開業希望の青年が飛び入り参加しました。ライブハウスなどのイベント会場に、食べ物、グササービス(出前配達)をしたいとのこと。ライブハウスは食品衛生法の制約で、ドリンクしか提供しないところが多いのだそうです。新潟市はライブハウスが数か所しかないこと、演奏者のファンがライブ終了後集まって楽しむところが少ないので駅前か古町でそんな店を探している、東京の仲間から不動産屋さんや仲良くなっておくように言われたがどうしていいかわからない、などが話されました。参加者から民商にはそういうネットワークがあるから是非民商と相談して開業準備するよう助言されました。



この日は途中からビールなども入り和やかな話し合いとなりました。長崎誠青年部会計(資源回収業・大形支部)の閉会あいさつで会は終了、その後、料飲支部が造ったマップを持って古町を散策する参加者の姿がありました。



退職の挨拶

昭和四十七年十二月、二二才で事務局員となって三十九年八ヶ月の間、会員・役員のみなさんに大変お世話になりましたが、六十才を超え今月退職することになりました。今後は、民商事務局員としての経験も生かし、南区の住民として地域の要求実現のために、白根支部の役員のみなさんとも協力しながら活動していきたいと考えています。長い間本当にありがとうございました。

小野賢一

新潟市健康すまいリフォーム支援事業

第一回目の抽選（無抽選の全員当選）でOKを取った会員の方、本申請の提出期限が八月七日と迫っております。

期限に遅れることの無い様に注意してください。

第一回目の応募で仕事を取りました。

【東区屋根工事業者】

◆三〇〇万円と三二二万円の屋根修理工事を受注しました。大工さんに手すり取り付けと、段差解消工事をしてもらったのでこの仕事を受注。

◆チラシを配って、直接お客に会って制度を説明して受注。二回目の募集でも仕事がとれます。

【江南区建築業者】

◆風呂と台所の修理二八〇万円の仕事を取りました。

◆介護認定受けていない高齢者に、介護保険の助成が使えないのでこの制度をすすめ二十五万の工事
秋からの仕事で話をしているお客さんがいます

【東区建築業者・リフォーム二件受注】

◆この制度を使って耐震リフォーム工事五五〇万円を受注

◆春にこの制度を知らせていたお客さんから、廊下と台所の改修一二〇万円の仕事を受注しました。



【西区建築業者】

◆台所とトイレ、風呂の段差解消と部屋のフローリングを張る工事四〇〇万円を受注

なお、二回目の応募は八月八日から申請書の提出で先着順となります。予定執行額は、一回目の未執行額含む約一億四千万円です。

この金額を使い切って、来年度以降も制度そのものを継続させましょう。

県青協フシ交流会、紙すき体験とバーベキュー!

七月二十一日（日）に県青協が主催する全国業者青年交流会 in 宮城のプレ企画として小国森林公園で行われた「燃える! 商魂バーベキュー」に新潟民商青年部も参加してきました。当日は全県の民商青年部から部員やその家族合せ五十名近くの参加があり手すき和紙の紙すき体験、名刺交換会、バーベキューで交流しおおいに盛り上がり、九月に宮城で開催される全国業者青年交流会参加に向けてとても弾みがつく集まりとなりました。



※真夏の交流祭バーベキュー会場変更のお知らせ

青年部

八月五日（日）に開催します交流祭のバーベキュー会場が阿賀野川河川敷東北自動車道下に変更となりました。青年部主催の交流祭ですが会員、婦人部からの参加大歓迎です。夏休みの時期でもありますのでお子さんと一緒に是非ご参加下さい!

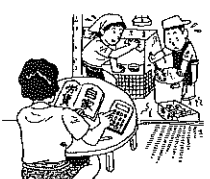
え! 税務調査が変わる??

Q&A 改悪国税通則法 第二回

Q3・事前通知は文書でなく口頭で行われることになりましたが、具体的にはどういう手順になるのでしょうか

A・実際にはあらかじめ電話で通知することになると思われまます。内容は以下の十項目が法定されています。

- ① 調査を開始する日時
- ② 調査を行う場所
- ③ 調査の目的
- ④ 調査の対象となる税目
- ⑤ 調査の対象となる期間
- ⑥ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑦ 調査の相手方の氏名及び住所又は居所
- ⑧ 調査を行う職員の氏名及び所属官署
- ⑨ ①及び②は変更が可能であること
- ⑩ ③～⑥で通知されなかった事項についても「非違



が疑われることとなった場合」は調査が可能であること今までは事前通知がない調査が頻繁におこなわれていました。改悪国税通則法にも、事前通知をしない場合もあると述べられていますが、これを守らせましょう。